

大阪市規則第73号

職制改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(大阪市事業所事務分掌規則の一部改正)

第1条 大阪市事業所事務分掌規則(昭和37年大阪市規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1(第1条、第2条関係) [表 別紙2 挿入]	別表第1(第1条、第2条関係) [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則(昭和56年大阪市規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(夜間勤務手当の支給方法) 第10条 [略] [2 略] 3 夜間勤務手当について、条例第20条の市規則で定める場合とは、消防局警防部又は消防署に勤務する消防司令長の階級にある職員(指令管制業務担当副課長、方面隊長又は警防担当課長の職にある職員に限る。)が所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合とする。	(夜間勤務手当の支給方法) 第10条 [同左] [2 同左] 3 夜間勤務手当について、条例第20条の市規則で定める場合とは、消防局警防部又は消防署に勤務する消防司令長の階級にある職員(指令管制業務担当副課長、方面隊長又は副署長(総務局長が定めるものに限る。))の職にある職員に限る。)が所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合とする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市準公営企業財務規則の一部改正)

第3条 大阪市準公営企業財務規則(昭和39年大阪市規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前											
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）											
<table border="1"> <tr> <td>企業出納員 局等</td> <td>金銭出納員及び 物品出納員</td> </tr> <tr> <td>中央卸売市場</td> <td><u>中央卸売市場総 務課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	企業出納員 局等	金銭出納員及び 物品出納員	中央卸売市場	<u>中央卸売市場総 務課長</u>	[略]		<table border="1"> <tr> <td>企業出納員 局等</td> <td>金銭出納員及び 物品出納員</td> </tr> <tr> <td>中央卸売市場</td> <td><u>中央卸売市場総 務担当課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[同左]</td> </tr> </table>	企業出納員 局等	金銭出納員及び 物品出納員	中央卸売市場	<u>中央卸売市場総 務担当課長</u>	[同左]	
企業出納員 局等	金銭出納員及び 物品出納員												
中央卸売市場	<u>中央卸売市場総 務課長</u>												
[略]													
企業出納員 局等	金銭出納員及び 物品出納員												
中央卸売市場	<u>中央卸売市場総 務担当課長</u>												
[同左]													
備考 表中の[]の記載は注記である。													

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別表第1 別紙1]

所属	事業所の名称	所長の名称
[同左]		
建設局下水道部施設管理課	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第1 別紙2]

所属	事業所の名称	所長の名称
[略]		
建設局下水道部下水道資源循環課	[略]	[略]
[略]		